

◆ 国の総量削減基本方針 (R4.1.24 環境大臣策定)

目標年度 令和6年度

削減目標量

	削減目標量 (トン/日)				
		埼玉	千葉	東京	神奈川
COD	150	55	28	46	21
窒素	159	47	29	58	25
りん	11.8	3.2	1.8	5.0	1.8

基本方針の要点

窒素・りんの環境基準の達成状況を維持しつつ貧酸素水塊の発生抑制等の観点から水質改善を図るため次の施策を推進し削減目標量の達成を図る

国が示す施策

- 生活排水・・・下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、適正な維持管理等
- 産業排水・・・一定規模以上の工場等の排水規制
- 農畜産業・・・環境保全型農業の推進  
家畜排せつ物の適正処理等
- 養殖漁業・・・漁場の環境改善、適正給餌等
- 臨海地域・・・干潟・藻場の再生等  
護岸等の整備時の環境配慮等

◆ 埼玉県の総量削減計画 (案)

目標年度 令和6年度

発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

◇ COD (トン/日)

	R1実績	R6目標
生活排水	42	39
産業排水	11	11
その他	5	5
総量	58	55

◇ 窒素含有量 (トン/日)

	R1実績	R6目標
生活排水	33	31
産業排水	4	5
その他	11	11
総量	48	47

◇ りん含有量 (トン/日)

	R1実績	R6目標
生活排水	2.5	2.4
産業排水	0.4	0.5
その他	0.4	0.3
総量	3.3	3.2

今後の予定

- 令和4年4月 総量削減計画(案)について市町村長に意見聴取
- 5月 総量削減計画(案)を環境大臣に協議
- 9月 総量削減計画の策定、告示

削減目標量の達成のための方途

- ◇生活排水対策
  - ・下水道の整備
  - ・合併処理浄化槽への転換の促進
  - ・農業集落排水施設の維持管理の徹底
  - ・し尿処理施設等の維持管理の徹底
  - ・家庭雑排水対策に係る普及・啓発 等
- ◇産業排水対策
  - ・総量規制基準による規制
  - ・規制対象外事業場等への指導
  - ・事業者に対する周知 等
- ◇その他の汚濁発生源対策
  - ・環境保全型農業の推進
  - ・家畜排せつ物の適正処理
  - ・養殖漁場の改善、適正給餌 等
- ◇教育、啓発等
  - ・関係省庁、自治体等との連携
  - ・環境学習等の機会・教材の提供
- ◇その他必要な事項
  - ・河川環境の改善
  - ・水質監視、立入検査の実施
  - ・水環境の保全に関する調査研究
  - ・中小企業者の排水処理施設設置等への支援

